

意見書

経企第13 - 0070号

平成13年6月25日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-8508

とうきょうとちゅうおうくはつちようぼり ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

にっぽんて れ こ む かぶしきがいしゃ

氏 名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう むら かみ はる お

代表取締役社長 村上 春雄

メールアドレス myoshino@japan-telecom.co.jp

(担当：経営企画部 吉野)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続細則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第118号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<はじめに>

データ通信需要が急速に拡大する中、東西N T T殿の光ファイバ設備についての接続条件が整備されることは、迅速なサービス提供等一般ユーザーの利便性向上に大きく寄与するものと考えており、高く評価いたします。また、今回東西N T T殿接続約款案に対し、意見を提出する機会を与えていただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、今回の申請案については不明確な点や更に検討を行うべき点が含まれていると認識しており、下記のとおり意見を提出させていただきます。

<各論>

1 光ファイバ設備との接続に関する手続、標準的期間及び様式

線路設備調査の回答結果

【弊社意見及び要望】

- ・ 請求から回答までの標準的期間は1ヶ月となっておりますが、情報開示の期間と合わせると、東西N T T殿手続に要する期間のみで1.5ヶ月を要することとなります。更なる早期の回答を要望いたします。

【弊社意見及び要望】

- ・ 「線路設備調査結果(光信号中継回線)」(様式第7-3 別紙1)には「距離」の記載がありますが、「調査結果(光信号端末回線)」(様式第7-3 別紙2)には記載がありません。接続事業者設置装置の仕様により必要になる場合もあることから、「調査結果(光信号端末回線)」にも「距離」の記載を追加することを要望致します。

接続の申込

【弊社意見及び要望】

- ・ 第10条の9第2項において光信号線路設備の接続の申込は回答を受けてから1ヶ月以内となっておりますが、現状、接続事業者が相互接続点における接続についての調査申込を行った場合、その回答から申込までの期間は3ヶ月となっております(第10条の4)。同案件にて調査を行った場合においても、線路設備と相互接続点とで回答から接続申込までの期間が異なることとなります。
- ・ また、接続事業者側の運用上、実際には加入端末回線を調査し、その回答にて接続可であることを確認した後、構内端末回線の使用についてユーザへ確認を行い、構内端末回線の調査請求を行うことが想定されます。従って、申込期間が1ヶ月である場合には、加入側端末と構内側端末とを同時に接続申込することができません。

- ・ 従って、光信号線路設備の接続の申込についても回答後3ヶ月としていただくことを要望致します。

2 接続に必要な情報の開示の内容及びその手続

【弊社意見及び要望】

- ・ 接続に必要な情報の開示までの期間が2週間とされておりますが、線路設備調査と合わせると、東西NTT殿手続に要する期間のみで1.5ヶ月を要することとなります。更なる早期の開示を要望いたします。

以上